

敵基地攻撃能力とは(軍事面から)

「敵基地攻撃」と大軍拡に反対する 12.4 学習会

前田哲男

1. “ゆるやかな国民合意”「専守防衛」の崩壊

①「1970年防衛白書」の記述

- ・「わが国の防衛は、専守防衛を本旨とする。専守防衛は、憲法を守り、国土防衛に徹するという考え方である」
- ・「憲法上の限界」－他国に侵略的な脅威を与えるようなもの、たとえば、B52のような長距離爆撃機、攻撃型航空母艦、ICBM等は保持することができない。

②「76年防衛計画の大綱」でしめされた「基盤的防衛力」という政策

- ・「平時において十分な警戒態勢をとりうるとともに、限定的かつ小規模な侵略までの事態に有効に対処する」
- ・「基盤的防衛力構想」では、脅威の量だけを考慮して防衛力を算定するのではなく、平時において十分な警戒態勢をとりうるという観点から防衛力の量を追求」（77年版防衛白書）

2. かわって登場した「抑止・対処型」自衛隊

①「安保法制」がもたらした「集団的自衛権」容認と改正自衛隊法

- ・第3条 任務から「直接侵略および間接侵略に対し我が国を防衛する」を削除
- ・76条 防衛出動に「わが国と密接な関係にある他国に対し武力攻撃が発生」を追加
- ・95条に「合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用」を追加

②「イージスアショア断念」後の変転

- ・河野談話(6.15)～安倍会見(6.18)～検討チーム「提言」(8.4)～安倍談話(9.11)…
- ・菅内閣成立と「安倍談話」継承方針の確認

③「小野寺検討チーム 提言」の柱

- ・抑止力を向上させるための新たな取組—「相手領域内でも弾道ミサイル等を阻止する能力の保有を含めて、抑止力を向上させるための新たな取組が必要である」
- ・「憲法の範囲内」で「国際法を遵守しつつ」「専守防衛の考え方の下」というが…

3. どんな兵器が選定されるか？

- ・巡航ミサイル「トマホーク・ブロック4」を購入 射程 2000 km以上
- ・米軍が開発中の「地対地中距離弾道ミサイル」を導入（安保「事前協議」で同意する）
- ・ヘリ空母「いずも」型の空母改造（工事中）に F-35 戦闘機 B 戦闘機 + 空対地ミサイル

- ・ 島嶼間防衛用に国産開発中のスタンドオフ・ミサイル「超音速滑空弾頭」の長射程化